



職場の健康管理担当者様へ



～従業員の皆さんへ「市町村のがん検診」の案内をお願いします～

■ がん患者の約4人に1人は就労世代でがんにかかっています

本県の令和3年のがん罹患者数13,287人のうち、20歳～64歳までの方は3,063人となっており、がん患者の約4人に1人は就労世代でがんにかかっています。

■ 自覚症状がないうちにがん検診を受けることが大切です

多くのがんは早く見つけて治療を始めれば約9割は治ります。
しかし、小さいがんは、痛みなどの症状は何もないことがほとんどです。
症状が出る前にがんを見つけるには、定期的ながん検診を受けることが大切です。

■ 職場でがん検診を実施していない場合は、市町村のがん検診をご案内ください

職場でがん検診を実施していない場合は、市町村のがん検診を受けることができます。

ほとんどの市町村では、がん検診の費用の多くを公費で負担しており、一部の自己負担でがん検診を受けることができます。（事業所の費用負担はありません。）

検診の種類	対象年齢	受診間隔
胃がん	40歳以上	1年に1回
肺がん	40歳以上	1年に1回
大腸がん	40歳以上	1年に1回
子宮頸がん	20歳以上の女性	1年に1回
乳がん	40歳以上の女性	2年に1回

■ 案内のポイント

- ・ がん検診のお知らせが送付されるタイミングは、市町村により様々です。お知らせが届いたら、必ず中身を確認するように案内してください。
- ・ お知らせが届かない場合や、料金や日程を確認したい場合は、各市町村のホームページを確認するか、市町村窓口にお問い合わせるよう案内してください。

【問合せ先】

県健康増進課がん対策係 ☎099-286-2721

または

お住まいの市町村のがん検診担当課



市町村窓口一覧



知っていますか？ 合理的配慮

事業者による合理的配慮の提供が**義務**になりました。



合理的配慮の提供とは？



障害のある人から、
社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために
「何らかの対応を必要としている」との意思表示
されたときに、
負担が重すぎない範囲で対応することです。



具体例は？（障害のある人からの申出とその対応）

飲食店などを車いす
のまま利用したい



テーブルに備え付けの椅子を
片付けて、車いすのまま利用
できるスペースを確保した。

難聴、弱視のため大き
な文字での筆談を希望



太いペンで大きな文字を書い
て筆談を行った。

詳細は県のホームページ等をご覧ください

鹿児島県 障害者差別解消



【お問い合わせ先】

障害者くらし安心相談窓口

099（286）5110（県庁）

0994（52）2108（大隅）

0997（57）7222（大島）



内閣府「つなぐ窓口」



内閣府リーフレット

QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

職場でジェンダー平等や女性活躍を学ぶための アドバイザーを派遣します！

性別にかかわらず、誰もが働きやすく働きがいのある環境づくりを推進するため、企業や経済団体等にアドバイザーを派遣します！

★昨年度の反響

受講者の95%が講義内容に満足と回答しています！！

★受講者の声（アンケートより抜粋）

- ・ジェンダー平等を推進することで、企業側・従業員側の全てにおいて利益が発生し、よりよい生活や未来につながっていくのだと思った。
- ・大変分かりやすく、学びの多い研修でした。

派遣期間・募集数

- ・令和8年3月まで
- ・22団体程度
（定数に達し次第、受付終了）

派遣費用

アドバイザー謝金・旅費無料

職場での研修にぜひ御活用ください！！

研修内容（メニュー例）

1. 社内の意識改革研修
2. 男性の育児・介護休業取得のための支援
3. 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定支援
4. 制度改善業務の支援 等

アドバイザー

○渥美 由喜さん

（ダイバーシティ＆ワークライフバランスコンサルタント）

○高崎 恵さん

（オフィスピュア/ワークショッパデザイナ）

○たもつ ゆかりさん

（オフィスピュア代表/男女共同参画政策アドバイザー）

○吉永 亜矢さん

（特定社会保険労務士/社会保険労務士A&Sパートナーズ代表）

職場におけるジェンダー平等推進事業

性別にかかわらず、誰もが働きやすく働きがいのある環境づくり

アドバイザー派遣

県内全域対象
アドバイザー謝金・旅費無料

内容 企業の要望に沿ったアドバイザーを派遣し、ジェンダー平等推進の取組を支援します！

派遣期間 令和8年3月まで

募集数 22団体程度（定数に達し次第、受付終了）

派遣先 県内企業、経済団体等
企業……原則、県内に本社を置く企業
団体……鹿児島県内の経済団体、業界団体等の研修会及び定例会
企業……1社につき1～3回程度（派遣内容による）
団体……1団体1回
※研修会場等は、企業・団体側にてご手配ください。オンラインでの実施も可能です。

申込みフォームは
こちら

申込みから実施までの流れ
申込みフォーム（電話）またはお電話・FAXでお申込み → 課題等のヒアリングを行い、事務局よりメニュー・講師をご提示 → 派遣決定 → 日程等の調整・行先合わせ → アドバイザー派遣の実施 → 事後のフォローアップ等

アドバイザー紹介

渥美 由喜さん ・ダイバーシティ&WIL自営コンサルタント
・内閣府地域働き方改革推進協議会委員
日本で最も早くワークライフバランスに参画した、第一人者。豊富な事例を基にアドバイスを実施します。

高崎 恵さん ・ワークショッパデザイナー
・多様性トレーナー
誰もが働きやすい環境づくりに向けてジェンダー平等や多様性への理解を深めるワークショップを実施します。

たもつ ゆかりさん ・オフィスピュア代表
・男女共同参画政策アドバイザー
個人の職場と企業の持続的成長を促すダイバーシティ。その鍵を握る職場におけるジェンダー平等推進についての理解促進を目的に研修を実施します。

吉永 亜矢さん ・特定社会保険労務士
・社会保険労務士法人A&Sパートナーズ代表
女性の活躍推進に数多くの一般企業主行動計画の策定や就業規則等の見直しなど数多くの経験を実施します。
記憶の無いアドバイザーの派遣を希望する場合は、ご相談ください。

メニュー例

- ① 社内の意識改革研修
女性活躍推進に向けた職場の意識改革のための研修や女性特有の健康課題に関する関係者間の関係構築の取組を支援。
- ② 男性の育児・介護休業取得のための支援
人事労務等関係の法改正への対応や各種相談窓口の提供、従業員間の相互理解や関係構築の取組について研修を行い、理解促進を支援します。
- ③ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定支援
企業内のアライアンスや課題の分析を行うとともに、目標設定や取組の実施を行い、企業の実況に合った行動計画策定を支援します。
- ④ 制度改善業務の支援
多様な人材が活躍できる職場環境づくりに向けた就業規則や働き方の見直しを助成を支援します。

その他、ご希望の内容を事務局にご相談ください。
「何から取りかかれたいか、そこから相談したい」という声にも対応します。

鹿児島県
運営事務局 問い合わせ
MBCサンステージ
TEL.099-255-6144 / FAX.099-285-1161
（対応時間：平日9:30～17:30 土日祝・お盆・年末年始休み）

申込・詳細

申込は下記フォームからお願いいたします。
<https://ws.formzu.net/fgen/S17963192/>
詳細は鹿児島県ホームページでもご覧頂けます。
<https://www.pref.kagoshima.jp/ab15/genderequalitytr6.html>

お問い合わせ

運営事務局 MBCサンステージ
TEL 099-255-6144 FAX 099-286-1161

鹿児島県男女共同参画室
TEL 099-286-2634 FAX 099-286-5541

「鹿児島県女性活躍推進宣言企業」 に登録しましょう！

女性活躍推進宣言企業とは

県女性活躍推進会議では、女性が働きやすい職場づくり、環境整備、制度の導入、登用や採用目標などについて、それぞれの状況に応じた取組を宣言する企業を「鹿児島県女性活躍推進宣言企業」として登録し、県のホームページや広報誌等を活用して、県民の皆様にPRすることにより、女性活躍推進に向けた取組を促進しています。

宣言企業に登録して、**自社の取組を求職者等へアピールしましょう！**

メリット ①

- ◆県のホームページや広報誌等に企業名等を掲載します！
- ◆ハローワークの求人票に登録企業である旨を記載できます！

企業のイメージアップ！
人材確保！



登録費用無料

メリット ②

- ◆県主催のセミナー等で、宣言する取組をPRします！
- ◆県主催のセミナー、講演会等の情報を提供します！



登録に伴う義務・報告なし

メリット ③

- ◆登録企業限定の表彰制度があります！
 - ・県女性活躍推進優良企業知事表彰
- ◆「かごしま『働き方改革』推進企業」の認定基準の1つです！



会社の規模に条件なし

対象

鹿児島県内に本社又は事業所がある、企業、事業所、法人、団体等です。

登録の流れ

①それぞれの状況に応じた女性の活躍に資する内容の取組を宣言

②鹿児島県男女共同参画室へ申請書を提出

③申請内容を確認した上で、宣言企業として登録

ご登録は
こちらから



鹿児島県女性活躍推進宣言企業

検索



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

5 ジェンダー平等を
実現しよう



○応募・問い合わせ先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1

鹿児島県女性活躍推進会議事務局（鹿児島県男女共同参画局男女共同参画室）

TEL：099-286-2634 FAX：099-286-5541

E-mail：harmony@pref.kagoshima.lg.jp

中小企業者のための鹿児島県の融資制度 経営改善支援資金

○ どんな資金？

経営改善を目的とした事業や支援機関等を利用しながら、経営改善や賃上げに取り組む中小企業者を支援する資金です。

○ 融資対象者 県内で現に営む事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者及び組合

1 中小企業活性化協議会の助言又は指導を受けて作成した早期経営改善計画に基づいて経営改善を行うもの

※ 融資の申込みを行う年度の前年度以前に作成した早期経営改善計画の計画期間内であるものを含む。

2 よろず支援拠点による継続的な経営支援を受けながら経営改善を行うもの

※ 融資の申込みを行う年度中によろず支援拠点に相談し、さらに継続して経営支援を受けるものに限る。

3 国の事業再構築補助金に係る計画の採択を受けて経営改善を行うもの

4 労働局の業務改善助成金に係る計画の採択を受けて経営改善を行うもの

※ ③及び④については、融資の申込みを行う年度の前年度以前に交付決定を受けた申請に係る計画の事業実施期間内（事業再構築補助金については補助事業実施期間内）であるものを含む。

5 前年度と比較して、当年度の事業所内の最低賃金を3%以上引き上げたもの

○ 鹿児島県SDGs登録事業者、パートナーシップ構築宣言企業又はかごしま「働き方改革」推進企業は保証料が割安に！！

年0.03%～年1.48%（通常よりも0.1%引き下げ）

※ 適用を受けるには「鹿児島県SDGs登録制度の登録証の写し」、「公表しているパートナーシップ構築宣言の写し」又は「働き方改革推進企業の認定証の写し」が必要です。

○ 融資条件

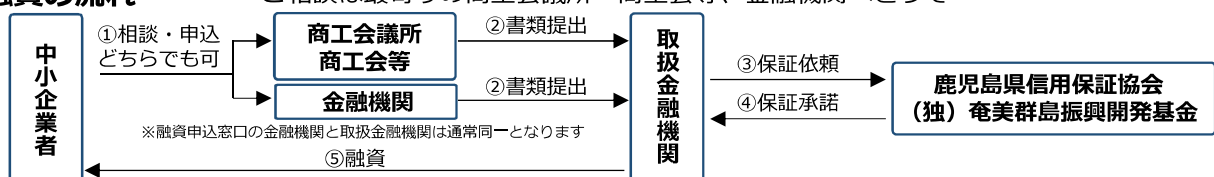
融資限度額	運転資金・設備資金 5,000万円
利率 ※金融情勢により変動することがあります。	1年以内 年1.75% / 1年超3年以内 年1.95% / 3年超5年以内 年2.05% 5年超7年以内 年2.25% / 7年超10年以内 年2.35%
信用保証料 (県補助後) 保証機関の基本保証料率のうち、一部を県が負担しています。	年0.13%～年1.58% 〔鹿児島県SDGs登録事業者等 年0.03%～年1.48%〕
融資期間	運転資金 7年以内（うち据置24月以内） / 設備資金 10年以内（うち据置36月以内）
償還方法	毎月均等分割
取扱金融機関	鹿児島銀行／南日本銀行／鹿児島信用金庫／鹿児島相互信用金庫／奄美大島信用金庫／鹿児島興業信用組合／鹿児島県医師信用組合／奄美信用組合／福岡銀行／肥後銀行／宮崎銀行／西日本シティ銀行／熊本銀行／宮崎太陽銀行／商工中金(県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。)
必要書類	信用保証委託申込書／県民税及び市町村民税の納税証明書／中小企業制度資金融資申込書／早期経営改善計画策定支援事業の計画策定費用支払通知書の写し（融資対象者1の場合）／早期経営改善計画策定支援事業を利用して作成した計画書の計画期間が分かるページの写し（融資対象者1のうち、融資申込年度の前年度以前に計画を作成している場合）／経営改善支援資金（よろず支援拠点関連）融資対象該当届出書（県要領様式）（融資対象者2の場合）／事業再構築補助金の交付決定通知書の写し（融資対象者3の場合）／業務改善助成金の交付決定通知書の写し（融資対象者4の場合）／経営改善支援資金（賃上げ関連）融資対象該当届出書（県要領様式）（融資対象者5の場合）／鹿児島県SDGs登録制度の登録事業者は登録証の写し／パートナーシップ構築宣言企業は「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトで公表している宣言の写し／かごしま「働き方改革」推進企業は知事の認定証の写し／その他知事、保証機関及び取扱金融機関が必要と認める書類

※ 連帯保証人及び担保は、保証機関の定めるところによります。

※ 新たな資金の融資が可能かどうか等については、金融機関又は保証機関へお尋ねください。

○ 融資の流れ

～ご相談は最寄りの商工会議所・商工会等、金融機関へどうぞ～



鹿児島県商工労働水産部中小企業支援課

○県HP掲載先 ホーム>産業・労働>商工業>融資>県中小企業融資制度>制度資金一覧

<https://www.pref.kagoshima.jp/af02/sangyo-rodo/syoko/yushi/yuushi/r7seidoshikin.html>



外国人材の 安定的な受入れや定着に向けた取組 を支援します！

事業の趣旨

鹿児島県においては、生産年齢人口の減少等に伴い、人手不足が顕在化しており、外国人材を地域経済を支える貴重な人材として、また、地域社会の重要な構成員として温かく迎え入れ、定着を促進する必要があります。当事業では、外国人材の受入れ先の企業や監理団体等が実施する、外国人材の安定的な受入れや定着に向けた取組を支援します。

対象となる事業

【母国行事開催コース】

県内から多数の外国人材が参加し、外国人材や地域住民が相互に交流する母国行事などを開催する取組



取組イメージ

募集期間

令和7年5月30日（金）～11月28日（金）
(補助金の交付決定額が予算の上限に達した時点で募集を締め切ります。)

補助上限額・補助率

外国人材が50人以上参加し、 補助対象経費が40万円を超えるもの	上限	補助率
	50万円	3 / 4

問合せ先

鹿児島県 商工労働水産部 外国人材政策推進課
(〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
行政庁舎10階)

T E L : 099-286-3320
F A X : 099-286-3599
E-mail : g-ukeire@pref.kagoshima.lg.jp

【WEB掲載ページ】（鹿児島県ホームページ）

https://www.pref.kagoshima.jp/af21/r7_josei-bokoku.html

相談
無料

外国人材の受入れに関する 企業向け相談窓口

外国人材の受入手続や在留資格等について、行政書士が面談又はオンラインで相談に対応します。（内容によっては、他の相談機関等をご案内することがあります。）

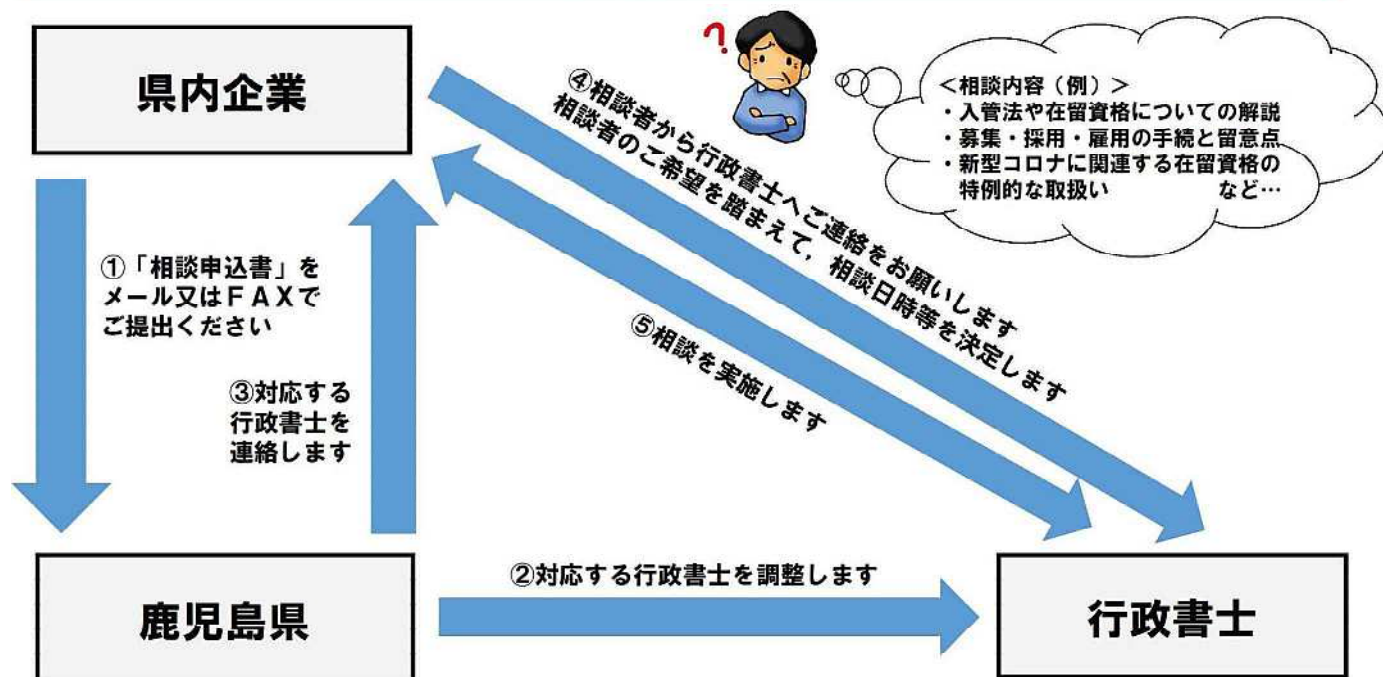
対 象

外国人材を受け入れている、または受入れを検討している
県内に事業所を有する企業等

相談例

- ・ 入管法や、在留資格について教えてほしい。
- ・ 外国人を雇用したい。募集・採用・雇用まで、どのように進めればいいですか？
- ・ 高度外国人材を採用したい。留学生のインターンシップ実施について知りたい。

～ 相談の流れ ～



※ この窓口では外国人材のあっせんや紹介は行っておりませんので、ご承知おきください。

相談予約方法

- 電子申請：右記二次元バーコードよりお申し込みください。
- FAX：裏面の「相談申込書」をFAX（099-286-3599）に送信してください。
- メール：県ホームページから「相談申込書」をダウンロードし、下記メールアドレスに送信してください。
メールアドレス：g-ukeire@pref.kagoshima.lg.jp（メール件名は「外国人材相談窓口」）



鹿児島県 外国人材 受入れ 相談

検索

(<https://shinsei.pref.kagoshima.jp/e20ChMTO>)

お問い合わせ

鹿児島県 商工労働水産部 外国人材政策推進課 TEL：099-286-3320

～10月は個別労働紛争処理制度に係る周知月間です～

電話でも相談
できます！

県労働委員会委員による 労使間のトラブルに関する相談会

(令和7年度)

あなたの労働に関する相談を、労働に関する知識や経験が豊富な県労働委員会委員【弁護士・大学教授等、労働組合役員、会社経営者等】がお受けします。(秘密厳守，無料)

内容によっては、当労働委員会がトラブル解決のお手伝いをする「あっせん」制度を利用することもできます。

日	時	場 所	相談対応者
10月 1日(水) 〔合同相談会〕	午前 10 時 ～午後4時 (受付：午後 3 時 30 分まで)	県労働委員会（県庁 15 階）	午前・県労働委員会委員 ・関係機関相談員 (社労士会，県雇用労政課) 午後・県労働委員会委員 ・関係機関相談員(労働局)
10月19日(日) 〔休日相談会〕	午後 1 時 30 分～ 午後4時 30 分 (受付：午後 4 時まで)	(鹿児島市鴨池新町 10-1) ※ 来庁できない方は、電話 相談もできます	・県労働委員会委員
10月28日(火) 〔定期相談会〕	午後2時 30 分～午後5時 (受付：午後 4 時 30 分まで) ※ 毎月第4火曜日に開催		



※ 労働者・事業主のどちらでもお気軽にご相談ください。

※ トラブルの内容を相談者に代わって相手方に伝えて指導等を行うものではありません。



＜お問合せ・予約先＞

鹿児島県労働委員会事務局（鹿児島市鴨池新町 10-1 県庁 15 階）

相談専用ダイヤル：099-286-3943

時間：8 時 30 分～17 時 15 分（土・日・祝日・年末年始を除く。）

* 事前申込みは不要ですが、お待たせしないために、事前予約をお勧めします。

県ホームページ



労働安全衛生法及び作業環境測定法 改正の主なポイントについて

令和8(2026)年1月1日から段階的に施行※されます

※一部は公布日(令和7年5月14日)に施行済み

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。

1 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

(1) 注文者等の配慮

R7.5.14 施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

(2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大

R8.4.1 施行

(特定)元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。

また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

(3) 業務上災害報告制度の創設

R9.1.1 施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。

報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。

(4) 個人事業者等自身への義務付け

R9.4.1 施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

作業場所管理事業者(仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。)に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。

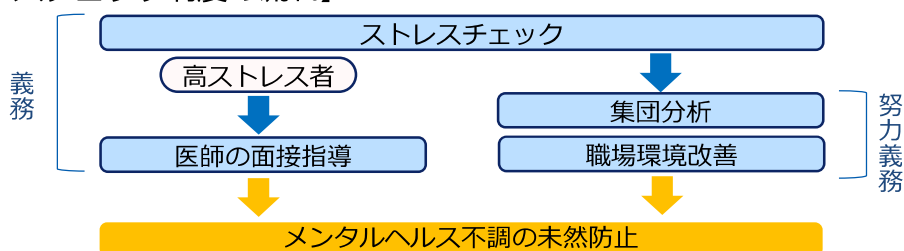
2 職場のメンタルヘルス対策の推進

公布後3年以内に政令で定める日から施行

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。

国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター(地さんぽ)の体制拡充などの支援を進めていきます。

【ストレスチェック制度の流れ】

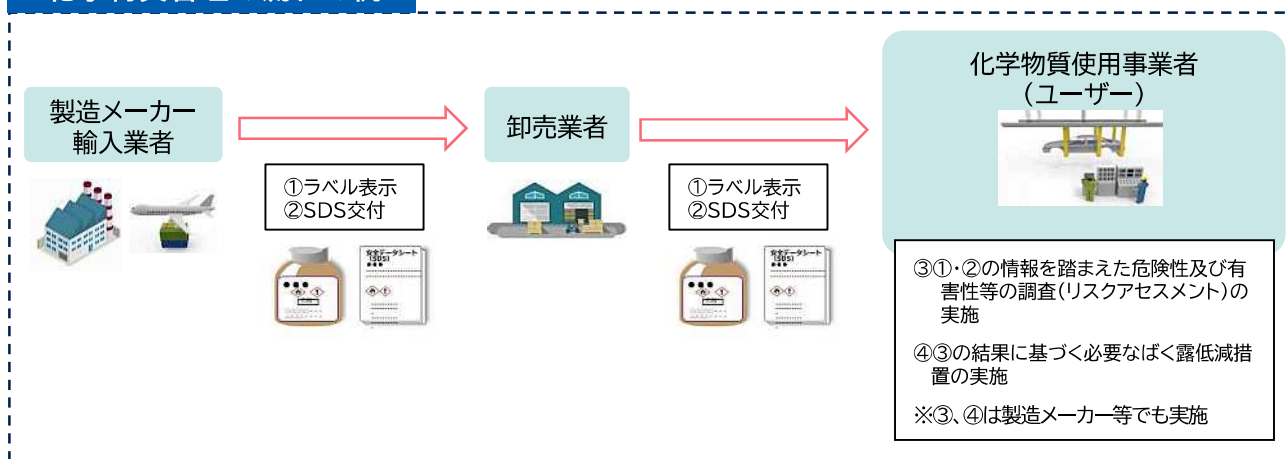


3 化学物質による健康障害防止対策等の推進

(1)危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保 公布後5年以内に政令で定める日から施行

化学物質の譲渡・提供時における危険性及び有害性情報の通知(SDS:安全データシートの交付)の履行確保のため、通知義務違反に対する罰則が新たに設けられるとともに、通知事項を変更した場合の再通知が義務化されました。

化学物質管理の流れの例



(2)営業秘密である成分に係る代替化学品名等の通知

R8.4.1施行

SDSについて、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について、代替化学名等(※)での通知が認められることとなりました。

なお、代替化学名等での通知を行った事業者は実際の成分名等の情報についての記録・保存が義務付けられました。

また、当該事業者は医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は、直ちに成分名の開示を行うことが義務付けられました。

※代替化学名等:当該成分の化学名における成分の構造または構成要素を表す文字の一部を省略・置き換えた化学名などを言いますが、詳細な代替化学名等の表示方法などについては国が指針を定める予定です。

なお、非開示とできるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、講ずべき措置等については非開示は認められません。

(3)個人ばく露測定の精度担保

R8.10.1施行

危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境に関して、その場所で働く労働者が化学物質にばく露している程度を把握するために行う個人ばく露測定について、その測定精度を担保するため、個人ばく露測定を作業環境測定の一部として位置づけ、有資格者(必要な講習を受講した作業環境測定士など)が作業環境測定基準に従って行うことが義務となりました。

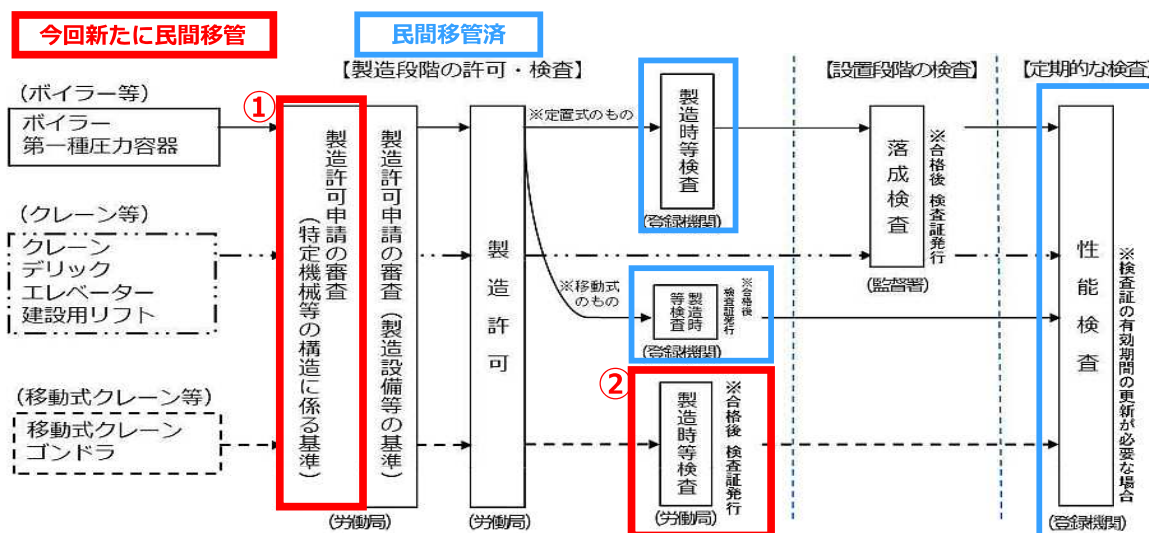
4 機械等による労働災害防止の促進等

(1)特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し

R8.4.1施行

危険な作業を必要とする特定機械等(ボイラー、クレーンなど)に対して義務付けられている製造許可や製造時等検査などの制度について、

- ① 製造許可申請の審査のうち、特定機械等の設計が構造規格に適合しているかの審査について、登録を受けた民間機関が行うことが可能となりました。
- ② 製造時等検査の対象となる機械のうち、移動式クレーン及びゴンドラについても登録を受けた民間機関が検査を行うことが可能となります。あわせて、特定機械等の製造時等検査・性能検査や、個別検定・型式検定について基準を定め、登録機関がこの基準に従って検査・検定を行わなければならないこととされました。



(2)特定自主検査及び技能講習の不正防止対策の強化

R8.1.1施行

フォークリフトなどの一定の機械に対して義務付けられている特定自主検査について、基準を定め、登録検査業者はこの基準に従って検査を行わなければならないこととされました。

また、フォークリフトの運転業務などの業務に従事するために必要な技能講習について、不正に技能講習修了証やこれと紛らわしい書面の交付を禁止するとともに、不正を行った場合の回収命令、欠格期間の延長が規定されました。

5 高年齢労働者の労働災害防止の推進

R8.4.1施行

高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

加えて

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」も改正されました

6 治療と仕事の両立支援の推進

R8.4.1施行

職場における治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講じることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、当該措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

①改正安衛法等に係る特設ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/index_00001.html

②安全衛生政策全般の紹介

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/index.html

①



②



令和7年度

鹿児島

労働安全衛生大会

鹿児島県内の事業場では、これまで、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。こうした取り組みにより労働災害は長期的には減少していますが、令和6年の労働災害については、休業4日以上死傷災害は前年より減少したものの、令和元年以降2,000人を超え続けているなど、死傷者数の高止まり傾向に改善の兆しが見られない状況となっています。

労働災害を少しでも減らすための職場環境を築くため、令和5年度を初年とする第14次労働災害防止計画に基づく施策を進めているところであり、これからも労使一丸となった更なる取り組みが求められます。

こうした中、鹿児島県労働災害防止団体等連絡協議会では、労働災害防止活動の一環として、鹿児島労働局主唱のもと「令和7年度鹿児島労働安全衛生大会」を開催することといたしました。

労働災害ゼロに向けての労働安全衛生大会になりますよう、事業者、安全衛生スタッフ、人事担当者、行政関係者等の多くのご参加をお待ちしています。

日時

令和7年10月31日(金) 13:30~16:00

場所

川商ホール(鹿児島市民文化ホール) 第2ホール
(鹿児島市与次郎2-3-1)

特別
講演

演題：健康で安全な人生を手に入れる労働衛生
～職場で実践できる健康管理のポイント～

講師：鹿児島純心大学名誉教授 徳永 龍子（とくなが りゅうこ）氏



徳永 龍子 氏

昭和45年鹿児島大学保健婦学校卒業後、鹿児島市保健所に保健師として33年間奉職。健康増進活動、公衆衛生看護、介護予防、要介護者の支援及び桜島の降灰と健康安全の企画・実践、検証など係長・課長として健康づくり市民会議のシステム構築に従事。その間、鹿児島大学大学院で「持続可能な介護保険制度」研究で経済学博士となる。

その後、平成25年まで鹿児島純心女子大学看護学科教授、産業保健にも従事。現在名誉教授。

主唱

厚生労働省 鹿児島労働局

主催

(公社)鹿児島県労働基準協会

建設業労働災害防止協会鹿児島県支部

林業・木材製造業労働災害防止協会鹿児島県支部

陸上貨物運送事業労働災害防止協会鹿児島県支部

港湾貨物運送事業労働災害防止協会鹿児島県支部

鹿児島県砕石協同組合連合会

(公社)建設荷役車両安全技術協会鹿児島県支部

共催

(独法)労働者健康安全機構鹿児島産業保健総合支援センター

(一社)日本ボイラ協会鹿児島支部

協賛

(公社)鹿児島県医師会

(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会鹿児島支部

後援

鹿児島県・鹿児島市・南日本新聞社

問い合わせ先

鹿児島県労働災害防止団体等連絡協議会事務局(鹿児島県労働基準協会内 TEL:099-226-3621)

差別のない公正な採用選考をお願いします

「就職」は、生活の安定や社会参加を通じての生きがいなど、生きていく上で極めて重要な意義をもっています。

このため、雇用主は、応募者に広く門戸を開いた上で、本人の適性と能力のみを基準とした「公正な採用選考」を行うことが必要です。

本人に責任のない事項（出生地や家庭環境など）、本来自由であるべき事項（宗教、尊敬する人物など、思想・信条に関わること）を質問したり、エントリーシート等に記載させたりすることは、就職差別につながるおそれがありますので、「基本的人権」を十分尊重した公正な採用選考を実施するよう、積極的な取組をお願いします。



採用方針・採用計画のチェックポイント

- 採用方針、採用予定の職種、人員が計画的・合理的に定められていますか？
- 求人条件に適合する全ての人が応募できる原則が確立されていますか？
- 本人の適性、能力以外のことを採用の条件にしていますか？

選考基準・選考方法のチェックポイント

- 職務遂行能力を基礎とした公正な基準や公正な評価方法がとられていますか？
- 応募者の適性や長所を見出すような配慮がされていますか？
- 合理的、客観的に必要性のない健康診断を実施していませんか？

面接のチェックポイント

- 面接によって判断する目標が明らかになっていますか？
- 外面的な容姿、態度等にとらわれず、客観的に判断できる方法、基準が確立されていますか？
- 質問内容について、十分検討がなされていますか？
- 面接担当者には、適切な人が選定されていますか？（面接技術、観察力、言葉が明瞭、偏見がない、感情に左右されない等）

公正採用選考人権啓発推進員制度 設置対象基準が変更されます

【公正採用選考人権啓発推進員制度とは】

事業主が、同和問題などの人権問題について正しい理解と認識のもとに、公正な採用選考を行っていただくため、一定規模以上の事業所等に「公正採用選考人権啓発推進員」を選任していただいています。

【変更基準】

推進員制度の一層の普及を図るため、令和7年7月1日から推進員設置対象事業所の規模を、常時使用する従業員が「80人以上である事業所」から「50人以上である事業所」に改めることとなりました。

お問い合わせは、もよりのハローワークへ

【問合せ先】 鹿児島労働局 職業安定部
職業安定課
電話 099-219-8711

オンライン・参加無料

対象:産業医(日医認定産業医の単位取得はできません)、
保健師、看護師、心理相談員、衛生管理者、人事担当者 等

おとなの 発達障がいセミナー

発達障がいの特性の理解を深めていただき、その特性による職場での問題点を「事例性」としてとらえ、
本人が働く上で感じる「困りごと」を含めた、職場の「困りごと」に焦点を当てたマネジメントをご紹介します。

日時 12/5(金) 13:30~16:30

定員 50名 (申込締切:11/17(月)・先着順)

第1部 13:35~15:00

演題 「メンタルヘルスと
発達障がい特性の理解について」

講師 井上 幸紀 先生
大阪産業保健総合支援センター産業保健相談員
大阪公立大学大学院医学研究科 神経精神医学 教授

第2部 15:05~16:30

演題 「発達特性を有する労働者の職場での事例性
に応じた対応と専門家との連携について」

講師 永田 昌子 先生
福岡産業保健総合支援センター産業保健相談員
産業医科大学 医学部 両立支援室 室長

お申込

鹿児島さんぽセンターHP
もしくは 2次元コードから ▶▶
<https://ssl.formman.com/t/eIQA/>



参加者には、セミナー資料として使用します「おとなの発達障がい
マネジメントハンドブック」を事前に郵送いたします(無料)



問合せ先

独立行政法人労働者健康安全機構 鹿児島産業保健総合支援センター
電話番号 099-252-8002 E-mail info@kagoshimas.johas.go.jp

令和7年度過労死等防止対策推進シンポジウムのご案内

働くことは、生きること。仕事は、たいせつ。

でも、働き過ぎて心や体の健康を損なうことは、絶対にあってはならないこと。

どんなに時代や働き方が変化したとしても、それはあたりまえのこと。

あなたの職場環境のこと、みんなで一緒に考え直してみませんか。

「過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ」

鹿児島会場

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策推進シンポジウム



過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなった方のご遺族等にもご意見をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

参加無料
事前申込

日時 2025年11月11日(火)
13:30~15:30 (受付13:00~)

会場 TKPガーデンシティ鹿児島中央
3F 薩摩ホール
(鹿児島市中央26-1 南園アネックス)

〇特設ホームページはこちら <https://shinsei.pref.kagoshima.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=4qLvKsIb>

主催：厚生労働省
後援：鹿児島県
協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議

鹿児島会場

【主催者挨拶】 鹿児島労働局

【基調講演】
「生き生きと働くために～過労労働による健康障害を防ごう～」
小田原 努氏
（公益財団法人鹿児島県労働政策研究センター代表理事 所長）
（元労働省労働政策研究センター長、元厚生労働省労働政策研究センター長）

【企業による事例紹介】
「わが社における長時間労働削減の取組について」
ヤマダ株式会社
（過労死ご遺族による体験談発表）

【会場のご案内】
TKPガーデンシティ鹿児島中央
3F 薩摩ホール
(鹿児島市中央26-1 南園アネックス)
・JR鹿児島中央駅「鹿児島中央駅」南口より徒歩約13分
※会場には駐車場がございますので、公共交通機関を使ってください。

【参加申し込みについて】
・会場の都合上、事前申し込みをお願いいたします。
・申し込みはWebまたはFAXでの申し込みです。
・受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
・お申し込みは先着順となります。定員に達した場合はご遠慮ください。
・お申し込みの受付は、電話またはメールでもご遠慮いたします。
・連絡先のTELまたはE-mailのどちらか必ずご記入ください。
・参加（観覧）費の発行はいたしません。予めご了承ください。

〇Webからのお申し込みはこちら
<https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>

※以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いします。FAX番号 03-6264-6445
※下記に個人情報を記載のうえ、ご記入ください。→ 〇 同意しました。

過労死等防止対策推進シンポジウム【参加申込書】	
●次の該当する□に✓を印してください。 ☐ 経営者 ☐ 会社員 ☐ 公務員 ☐ 団体職員 ☐ 教職員 ☐ 医療関係者 ☐ 弁護士 ☐ 社会保険労務士 ☐ パート・アルバイト ☐ 学生 ☐ 過労死等の当事者・家族 ☐ その他	
お名前	お名前
〒（〒）	〒（〒）
TEL:	FAX:
E-mail:	
企業・団体名	

（※個人情報の取扱いについて）ご記入いただいた情報は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込み受付業務にのみ利用させていただきます。他の目的での個人情報の取扱いに同意しない場合は、お申し込みを中止してください。お問い合わせ先：厚生労働省労働政策研究センター 事務局（〒100-8305 東京都千代田区千代田1-1-1）電話：03-6264-6445 FAX：03-6264-6446 E-mail: karoshi@shinsei.go.jp

【労働かごしま】無料メール配信について

県広報誌『労働かごしま』は**無料**でメール配信を行っております。配信登録していただきますと、自動的に広報誌がメールに届きます。最新号をいち早く受け取ることができますので大変便利です。メール配信を希望される方は、簡単な手続きで登録が可能です。

ぜひ下記 URL または QR コードからお申し込みください！！

※メール配信希望登録の QR コードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

【URL】 <https://shinsei.pref.kagoshima.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=4qLvKsIb>



【QR コード】



@鹿児島県ぐりぶー

たくさんのお申込みお待ちしております！！



もっと自分らしく
Refresh/
働き方
休み方

年次有給休暇を
上手に活用し
働き方・休み方を
見直しましょう

10月は「年次有給休暇
取得促進期間」です。

計画的な
取得で
実りある
休暇を！

●「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
●年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を
活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

事業主の皆様へ

10月 は「年次有給休暇取得促進期間」です。年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇（※2）の活用が効果的です。

労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、導入をご検討ください。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。鹿児島労働局雇用環境・均等室（099-223-8239）にお問い合わせください。

（年次有給休暇取得促進特設サイト URL）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>



（※1）年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

（※2）年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。